

道路反射鏡設置基準

1 目的

本基準は、道路反射鏡（以下「カーブミラー」という。）の設置等に関して必要な事項を定めることにより、その適正な運用を図り、交通の安全に資することを目的とする。

2 適用範囲

カーブミラーは、適用範囲は次の各号のとおりとする。

- (1) 道路交通法を遵守した車両を確認するための道路反射鏡の設置であること。
- (2) 徐行や一時停止などの安全対策を行っても、対向車の安全確認が困難な箇所に設置する道路反射鏡であること。
- (3) 対向車の安全確認を補助するための道路反射鏡の設置であること。

3 設置基準

- (1) カーブミラーは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、見通しが悪く、信号機のない交通事故の多発している場所で、市が道路の見通し、交通量、その他の状況を総合的に勘案して必要と認める場合において設置することができる。

- ア 通過交通がある場所
- イ 付近に公共施設がある場所
- ウ 視距が確保できない場所
- エ 行き止まりの場合、使用している車庫がある家屋が 10 軒程度確認できる場所
- オ その他市長が認めるもの

- (2) カーブミラーは、前項（１）に該当する場所であっても、次のいずれかの各号に該当する場合においては、設置できないものとする。

- ア カーブミラーを設置しても必要な見通し距離と十分な視界が確保できない場合
- イ カーブミラーの設置が困難な場合
- ウ 障害物等により一時的に見通しが悪くなっている場合
- エ 公共性が低く、利用者が限られる場合（民地からの出入り口等）
- オ 主として、歩行者や自転車を確認するための場合
- カ カーブミラーの設置以外の安全対策を実施することが適切である場合
- キ 徐行や一時停止などの安全対策を行うことにより、安全確認が可能な場合

- ク 交差点の角が隅切りされている場所
- ケ カーブミラー設置に関して、関係住民等に反対者がいる場合
- コ 設置にあたり、土地所有者の承諾がとれない場合
- サ 設置することにより、歩行者や車両の通行等の妨げとなる場所

4 撤去

市は、道路環境等の変化により、カーブミラーの位置が3の規定に該当しないと認められた場合、カーブミラーを撤去することができる。

5 設置場所

カーブミラーの設置位置は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 原則として、市道上に設置すること。ただし、何らかの事由により市道上に設置できない場合、もしくは設置が好ましくない場合は、土地の所有者の承諾を得ることにより、市道敷地外でも設置することができる。
- (2) 道路形状等を考慮し、交通の安全上、必要な見通し距離と十分な視界の確保が可能であって、その設置効果が十分に得られる場所であること。
- (3) 歩行者、車両の通行等の妨げとならない場所であること。
- (4) 隣接する土地、建物等の利用の妨げとならない場所であること。
- (5) カーブミラーの設置によって、周辺住民のプライバシーに影響が無い場所（ただし、周辺住民からの承諾がある場合を除く。）

6 要望方法

要望は、関係住民等の代表者から「交通安全施設新設要望書（様式1）」と、周辺関係住民の同意を得ていることを確認するため、併せて「交通安全施設工事同意書（様式2）」を提出すること。なお、私有地にカーブミラーを設置する場合、「土地所有者承諾書（様式3）」の提出が必要である。

7 要望後の市の対応

- (1) 要望書提出後、市で現地確認を行い、設置の可否を判断し、要望者へ回答する。
- (2) 市で設置することとした場合は、実施時期の検討を行う。
- (3) カーブミラーの施工を行う。